

## 修了確認期限の延期申請について

主に、教諭、助教諭、講師（臨時、非常勤含む。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の方で各自の免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の受講期間（修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前まで）に、心身の故障による休職や育児休業の期間中であるなどの事由（※下表参照）で更新講習の修了が困難な場合等には、「修了確認期限の延期申請」を行うことができます。

修了確認期限を延期できる事由及び延期の期間は、下表のとおりです。

延期申請の事由		延期の期間
教育公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合。（公立学校の教諭、助教諭、講師のみ。）		その事由がなくなった日から2年2か月以内
修了が困難である場合	心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。	（申請の際には、延期する期間を記載することとなります。）
	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。	
	海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。	
	専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。（科目等履修生は除く。）	
	教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。	
	その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。	
十年以内に免許状の授与を受けている場合	平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。	普通免許状又は特別免許状を授与された日（複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日）の翌日から10年以内 （申請の際には、延期する期間を記載することとなります。）
	修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を※授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。 ※ ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれます。ただし、 <u>特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。</u>	
平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。		平成23年5月31日までの範囲（申請の際には、延期する期間を記載することとなります。）

「修了確認期限の延期申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

## 申請の流れについて

〈各自の修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。〉

### 確認申請

各自が、「修了確認期限延期申請書」に以下の書類を添付し、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

（添付書類一覧）

① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「授与証明書」の添付でも可。

② 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由であることを証する書類（辞令の写しなど）

③ 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付する必要があります。

④ 返信用封筒（角形2号封筒へ自身のあて先を書き、切手（120円）を貼る。）

### 延期証明書の発行

県教委が申請に基づき、修了確認期限の延期を行い「修了確認期限延期証明書」を発行します。

※ 申請時に送付いただく返信用封筒で、申請者に証明書を送付します。

### 次回の修了確認期限

延期後の修了確認期限に基づき、更新講習を受講・修了し、「更新講習修了確認の申請」を行ってください。

**例：申請時の修了確認期限…平成23年3月31日**

↓ 申請（事由：育児休業期間中）に基づき、県教委で修了確認期限を延期  
育児休業期間が終了した日→平成23年3月31日

**延期後の修了確認期限…平成25年5月31日**

〔証明者記入欄〕の証明者について

申請者の区分	延長・延期事由				
	指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関に派遣	専修免許状を取得するため大学院の課程に在籍 ※在学証明書を申請書に添付	教員となった日から修了確認期限（又は有効期間の満了の日）までの期間が2年2月未満
校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(臨時、非常勤講師を含む。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭	公立学校	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合は市町村教育委員会(ただし、県立学校の場合は県教育委員会:教職員課総務・免許グループへ送付のこと。)			
	国立学校	—	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合は法人の長		
	私立学校	—	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合は法人の長		
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	—	任命権者の証明			—
国、県若しくは市町村又は国立大学法人(以下「国等」という。)への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き国等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	—	任命権者の証明			—
その他文部科学大臣が定める者	—	その者の任命権者の証明			—